

第 2 1 9 回 定 例 会  
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 6 年 3 月 1 7 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成26年 3月17日 午前10時00分開議  
午後 零時30分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（24人）

委員長	石田勝弘	副委員長	上路徳昭
委員	横垣成年	委員	工藤孝夫
”	川下八十美	”	目時睦男
”	村川壽司	”	佐賀英生
”	東健而	”	菊池広志
”	斉藤孝昭	”	濱田栄子
”	浅利竹二郎	”	中村正志
”	半田義秋	”	村中徹也
”	大瀧次男	”	富岡修
”	佐々木隆徳	”	富岡幸夫
”	鎌田ちよ子	”	菊池光弘
”	岡崎健吾	”	白井二郎

○欠席委員（1名）

委員 佐々木 肇

○説明のため出席した者

副市長	新谷加水
公営企業管理者	遠藤雪夫
総務政策部長	伊藤道郎
民生部長	松尾秀一
保健福祉部長	花山俊春
建設部長	鏡谷晃
大畑庁舎所長	畑中恒治
監査委員事務局長	星久南
公営企業局長	齊藤鐘司
公営企業局理事	嘉賀幸雄
水道技術専門監	

總務政策部政策推進監	高橋	聖
民生部政策推進監	竹山	清信
保健福祉部政策推進監	古川	俊子
保健福祉部副理事長 介護福祉課長	井田	敦子
建設部政策推進監	吉田	正
建設部副理事都市建築課長	望月	操
下水道部副理事下水道課長	酒井	嘉政
大畑庁舎副理事産業建設課長	坂井	隆
公営企業局政策推進監 総務課長	川森	浩史
下水道部政策推進監		
公営企業局副理事営業課長	杉山	信也
公営企業局副理事施設課長	畠山	眞一
總務政策部企画調整課長	光野	義厚
財務部財政課長	氏家	剛
財務部稅務課長	赤坂	吉千代
財務部稅務課總括主幹	加藤	直紹
財務部稅務課總括主幹	濱中	亘
民生部国保年金課長	畑中	秀樹
建設部用地課長	中里	敬
下水道部下水道課總括主幹	眞野	修司
公営企業局總務課總括主幹	濱谷	重芳
公営企業局施設課總括主幹	川島	一彦
公営企業局施設課總括主幹	中川	敏雄
總務政策部總務課主幹	中村	智郎
民生部国保年金課主幹	藤島	純
建設部都市建築課主幹	飛内	義雄
建設部都市建築課主幹	小笠原	洋一
民生部国保年金課主任主査	飯田	啓太郎
建設部都市建築課主任主査	一戸	義則
建設部都市建築課主任主査	笠井	俊介
建設部都市建築課主任主査	黒澤	幸太郎
保健福祉部介護福祉課主査	菊池	円
下水道部下水道課主査	角本	昌史
大畑庁舎産業建設課主査	鈴木	明人

○事務局出席者

事務局長	柳田	諭	次	長濱	田賢一
主幹	佐藤	孝悦	主	査村	口一也
主事	山本	翼			

(午前10時00分 開議)

○委員長(石田勝弘) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は23人で定足数に達しております。

これより3月14日に続き平成26年度各会計予算の審査を行います。

前回は、議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算までの審査が終わっておりますので、本日は議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算から審査してまいります。

それでは、議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長(松尾秀一) それでは、議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出予算案について、その概要をご説明いたします。

最初に、8ページ及び9ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、平成26年度の予算総額は歳入歳出とも71億4,249万8,000円となり、対前年度比較で1億7,863万9,000円の減となっております。

次に、概要説明に入らせていただきますが、本特別会計は被保険者の医療需要に応じて、その収入を確保しなければならないという性格を持っておりますことから、まず歳出からご説明させていただきます。

予算書16ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費は、事業運営のための事務的経費及び青森県国民健康保険団体連合会への負担金で第1目と第2目を合わせた予算計上額は1,865万1,000円となっております。

次に、第2項運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬と費用弁償分で、予算計上額は211万3,000円となっております。

第3項趣旨普及費は、健康優良世帯への報償費などで、予算計上額は118万5,000円となっております。

17ページをごらんいただきたいと存じます。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者に係る医療費の保険者負担分で、予算計上額は38億1,702万5,000円となっております。対前年度比較で8,016万7,000円の増となっておりますが、これは一般被保険者数が増となる見込みによるものであります。第2目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者に係る医療費の保険者負担分で予算計上額は2億8,205万1,000円となっております。対前年度比較で1億1,630万6,000円の減となっておりますが、これは退職被保険者数が減少となる見込みによるものであります。第3目一般被保険者療養費には、1,526万5,000円を、第4目退職被保険等療養費には83万9,000円をそれぞれ療養費分として予算計上しております。

す。第5目審査支払手数料は、診療報酬明細書に係る審査支払手数料で、予算計上額は1,631万1,000円となっております。したがって、第2款の5つの目を合わせた予算計上額は41億3,149万1,000円となっております。また、対前年度比較では4,205万7,000円の減となっております。

次に、第2項高額療養費は、患者負担分が一定額を超えた部分に対する保険給付で、4つの目を合わせた予算計上額は4億8,505万3,000円となっております。対前年度比較では5,139万6,000円の減となっておりますが、これは被保険者数の減少見込みによるものであります。

第3項移送費は省略いたします。

18ページをお開き願います。第4項出産育児諸費は、出産に係る定額給付で、被保険者の減少に伴う対象件数の減少により、対前年度比較で588万円減の2,982万円を計上しております。

第5項葬祭諸費は、出産育児諸費とほぼ同様の理由により、対前年度比較で5万円減の695万円を計上しております。

第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金等で、第1目の支援金と第2目の事務費拠出金を合わせた予算計上額は9億5,870万7,000円となっております。対前年度比較では、2,218万7,000円の減となっておりますが、これも対象被保険者数の減少見込みによるものであります。

第4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を全保険者間において財政調整を行うための納付金で、第1目の納付金と第2目の事務費拠出金を合わせた予算計上額は67万1,000円となっております。

19ページをごらんいただきたいと存じます。第5款老人保健拠出金は、同制度が平成20年3月で終了していることから、事務費の4万2,000円を計上しております。

第6款介護納付金は、介護保険制度に基づく40歳以上65歳未満のいわゆる介護保険第2号被保険者に係る納付金で、予算計上額は4億6,633万5,000円となっております。対前年度比較では906万6,000円の減となっておりますが、これも対象被保険者の減少見込みによるものであります。

第7款共同事業拠出金は、高額な医療費が発生した場合、青森県全体でカバーし合う再保険事業への拠出金であります。したがって、むつ市の拠出金についても、拠出先であります青森県国民健康保険団体連合会において、県全体の対象医療費から算出したもので、3つの目を合わせた予算計上額は9億3,449万8,000円となっております。対前年度比較で5,900万7,000円の減となっておりますが、これも被保険者数の減少に伴う対象医療費の減少見込

みによるものであります。

20ページをお開き願います。第8款保険事業費、第1項特定健康診査事業費は、保険者として義務づけられた保険事業で、第1目の健康診査事業費と第2目の保健指導事業費を合わせた予算計上額は4,039万円を計上しております。対前年度比較では708万2,000円の増となっておりますが、これは特定健康診査の手数料の無料化に伴う受診者増を見込んでおります。

21ページをごらんいただきたいと存じます。第2項保健事業費は、被保険者の健康増進、早期の疾病予防や健康づくりを支援するための費用で、予算計上額は2,736万1,000円となっております。

次に、第9款基金積立金は省略いたしまして、第10款公債費は、療養諸費等の支払いに要する一時借入金の利子で、予算計上額は140万3,000円となっております。

22ページをお開き願います。第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、国税の還付金及び国庫支出金の確定に伴う精算分の返還金で、3つの目を合わせた予算計上額は626万5,000円となっております。

第2項繰出金は、第1目が徴収関連経費などに係る一般会計への繰出金で、第2目が川内及び脇野沢の両診療所に係るいわゆる直営診療施設等に対する繰出金で、2つの目を合わせた予算計上額は1,567万2,000円となっております。

第12款予備費は、1,588万8,000円を計上しております。

以上が歳出についての概要説明となります。

引き続き歳入についてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、加入世帯数、被保険者数ともに減少が見込まれるものの、税率改定の影響も考慮しつつ、対前年度比較では704万7,000円増の15億2,099万3,000円を計上しております。ちなみに、収納率は平成24年度の収納実績に基づき、現年課税分を90.12%、滞納繰越分を16.01%と見込んでおります。

第2目退職被保険者等国民健康保険税は、対前年度比較では400万円増の1億5,682万1,000円を計上しております。収納率は、平成24年度の収納実績に基づき現年課税分を96.53%、滞納繰越分を31.28%と見込んでおります。したがって、第1項の第1目と第2目を合わせた予算計上額は16億7,781万4,000円となっております。対前年度比較では、1,104万7,000円の増となっております。

11ページをごらんいただきたいと存じます。第2款使用料及び手数料、第

1 項手数料は、特定健康診査に係る手数料を無料化したことから、国保税の督促手数料のみ88万6,000円を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、一般被保険者療養諸費等に係る定率の負担金及び特定健康診査費用等に係る国庫負担金で、4つの目を合わせた予算計上額は13億7,323万1,000円となっております。対前年度比較では1,160万7,000円の減となっておりますが、これも被保険者数の減少に伴う医療費分の影響を見込んでおります。

第2項国庫補助金は、財政調整交付金で、予算計上額は4億1,227万8,000円となっております。対前年度比較では、1億837万4,000円の減となっておりますが、これも被保険者の減少に伴う医療費分の影響を見込んでおります。

12ページをお開き願います。第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に係る交付金で、予算計上額は4億1,352万3,000円となっております。対前年度比較では、4,237万9,000円の減となっておりますが、これも医療費の減少見込みによるものであります。

第5款前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療給付費を全保険者間で負担調整する制度で、予算計上額は14億2,882万3,000円となっております。対前年度比較では、116万7,000円の増となっております。

第6款県支出金、第1項県負担金は、高額医療費共同事業拠出金への定率負担金等で、3つの目を合わせた予算計上額は7,135万4,000円となっております。対前年度比較では、60万4,000円の増となっております。

第2項県補助金は、財政調整交付金で、予算計上額は3億5,821万円となっております。対前年度比較では、2,233万8,000円の減となっておりますが、これは国庫補助金と同様、被保険者の減少に伴う影響を見込んでおります。

13ページをごらんいただきたいと存じます。第7款共同事業交付金は、高額な医療費の負担に対して、県全体でカバーし合う再保険事業からの交付金で、2つの目を合わせた予算計上額は8億494万3,000円となっております。対前年度比較では、1億6,474万2,000円の減となっております。

次に、第8款財産収入は省略いたしまして、第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計から国保税の軽減分等を繰り入れするもので、予算計上額は5億5,803万6,000円となっております。対前年度比較では、1億2,546万7,000円の増となっておりますが、これは通常のルール分に加えて新たに財政健全化支援分を繰り入れしたことによるものであります。

次に、14ページをお開き願います。第2項基金繰入金、さらには第10款繰越金は省略いたしまして、第11款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は国保税の延滞金で、2つの目を合わせた予算計上額は162万8,000円となっております。



ります。

第2項貸付金元金収入は、出産資金貸付金元金収入で、予算計上額は33万6,000円となっております。

第3項雑入は、一般被保険者及び退職被保険者等のそれぞれの第三者納付金、返納金、その他雑入で、5つの目を合わせた予算計上額は4,143万2,000円となっております。

以上が歳入についての概要説明となります。

これをもちまして、国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 何点かお尋ねいたします。

予算の概要を見ますと、新規70歳到達者の窓口負担を2割にするというふうになっておりますけれども、どのくらいの人数が対象になるのかお尋ねいたします。

それから、また後期高齢者支援金分14万円から16万円へ限度額を引き上げるとなっております。介護納付分も12万円から14万円というふうになっておりますけれども、この対象人数もお尋ねいたします。ちなみに、これは今月国会が終わって法案が通れば、通った場合ですけれども、来月から適用ということになるのかどうかもお答えをお願いします。

それから、高額療養費の負担上限の見直しということで、負担区分を3区分から5区分へとするというところでありますけれども、予定だということでもありますけれども、この具体的な内容をお尋ねいたします。

○委員長（石田勝弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） ただいまの工藤委員のお尋ねにお答えいたします。

質問は、4点だと思われませんが、70歳到達で2割になる方がどれぐらいいるのか、また限度額の引き上げが後期高齢者支援金と介護納付金の引き上げ分の対象となる方はどれぐらいいるのか、またその適用は4月からなのか、高額療養費の区分が変わるということでございますが、ただいま手元に資料がございませんので、この場でちょっとお答えすることができません。申しわけございません。

ただ、3点目の適用が4月からなのかという点につきましては、法改正が行われた場合は、4月から適用になるというぐあいに私どもは聞いてございます。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） まず、歳入のほうの国民健康保険税が前年度が16億六千六百何がしとなって、本年度が16億七千何がしということで、比較する1,104万7,000円しか予算ではふえていないのだけれども、今までの国保税引き上げの影響額総額を聞いたならば1億2,700万円がアップになるということで、ストレートにこの金額が比較としてふえていないので、この内訳をちょっと教えていただきたい。多分被保険者の増減が絡むのだろうなと思うのですが、そのところも含めてお答えいただければと思います。

それと、毎回聞いているのですが、資格証明書の発行数と短期被保険者証の人数も教えていただければと思います。

あと最後ですが、21ページのほうに保健事業としてジェネリック差額通知事業と、金額は19万円と大して多くないのですが、こういう事業があるのですが、この事業の効果がどの程度だったのかというのを教えていただければなというふうに思います。というのは、私の知り合いがむつ総合病院にかかっておりまして、お医者さんがかわったら薬もかわって、そして今体に合わなくなって青森の病院に通っているという方がおりまして、幾らこういう通知書を出しても、結局ドクター次第で全部薬が決められてしまうところをどの程度カバーできるものかなと。私は、やっぱりそういう意味ではドクターの意識も変えていかないと、このジェネリック商品への移行というのはなかなか困難ではないかなというふうに思っておりますので、その取り組み方も含めてお答えいただければなというふうに思います。

○委員長（石田勝弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） ただいまの横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の国民健康保険税引き上げの影響額がこれまで約1億2,800万円の増であるというぐあいには言っていたのに予算書では1,100万円しか上がっていないのではないかというお尋ねでございました。これにつきましては、委員お話しのとおり、被保険者の減少に伴いまして、引き上げ幅1億2,800万円のうち1億1,700万円が下がったということでございます。

また、2点目の資格証明書と短期被保険者証の発行数でございますが、平成26年2月現在で資格証明書は131世帯、短期被保険者証は1,101世帯、合わせますと1,232世帯でございます。平成24年度当初では、資格証明書が240世帯、短期被保険者証が1,105世帯でございました。資格証明書の発行世帯数は大幅に減少となっております。

また、3点目のジェネリック医薬品の差額通知事業による効果はいかほどかというお尋ねでございましたが、この差額通知事業が始まりましたのは、平成24年の7月調剤分からでございます。平成24年7月調剤分では、数量シェアで、当市は23.94%でございました。直近の平成25年の11月データでございますが、数量シェアでは27.49%、プラス3.55%となつてございまして、差額通知による効果が出てきているものと私どもとしては理解してございます。

4点目は、医療関係者の理解が必要なのではということでございます。私どももジェネリック医薬品の使用につきましては、医療行為の中のことでございますので、本来であれば医療、いわゆる先生方と患者さんとの関係性によるものだと十分に理解してございますが、医療費のこともございますので、それぞれの方々にご理解をいただきたいということで広報に努めてまいりました。今後につきましても、最近では病院とか調剤薬局さんのほうにちょっとお邪魔をさせていただいて、ジェネリック医薬品希望カードを配置するのを始めさせていただきました。窓口のほうに置かせていただいておりますので、目にとまりましたら、ご利用いただければありがたいなど、このように考えてございます。これらも含めまして、今後も周知のために、普及啓発のために事業を展開してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（石田勝弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最後のジェネリック医薬品のほうの関係であります。むつ市役所の感覚として、例えばドクター、むつ市内、下北全域でのドクターのジェネリック医薬品に切りかえるというその意識というか、そういう方向に協力的だという形にほとんどのドクターがなっているものかどうか、そこら辺の感触なんか、もしつかんでおりましたらお知らせいただきたいというふうに思うのですが、もし、例えば大方という表現になるかと思いますが、その取り組みもこれから年間行事というか、こういう国保財政の状況ですから、どうしても協力が必要だという形で、毎回講習会なり取り組みなりを強めていくというのも考えにあるのかどうか。まず、最初にその感触、どの程度協力的かなというのもちょうと教えてもらえればなど。

○委員長（石田勝弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

私どももジェネリック医薬品の差額通知事業を実施する際には、市内関係医療機関にご理解いただけるように、医師会を通しましてご説明させていただきました。市内の医療関係者の方々には、かなり理解をいただいているも

のというぐあい感触を持ってございます。

ただ、ジェネリック医薬品というのは、全ての医薬品に存在するものではございません。症状によりましては、ジェネリック医薬品を処方できないものもございますので、そういった部分では100%そうなるということはまず無理なわけでございますので、今後も私どもとしては可能なものをそちらに転換いただけるように医療関係者、あるいは被保険者の皆様にご理解いただけるような事業を次々と打ち出しできればいいかなというぐあいに考えてはおります。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 21ページの保健事業費のところでお聞きしますけれども、第1目の出産資金貸付事業費というのが33万6,000円計上されておりますけれども、出産するときは、差し引きしてから出産費用を支払いすることもできると思うのですけれども、これはまた別な事業なのでしょうか。

それから、今健診というのは全て無料になっておりますでしょうか。お知らせください。

○委員長（石田勝弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の出産資金貸付金につきましては、出産育児一時金というものが私ども国保会計から支給されます。産科医療補償制度3万円を含みました42万円が一般的には支給されるわけですが、これは直接支払制度というものがございまして、当市内には2カ所出産することができる医療機関がございまして、両医院とも直接支払制度を利用できるようになってございまして、出産の際のお金が困るということはまずないのでございまして、他の地域で当市の被保険者の方が出産する場合でそういうようなものがないときに、お金がないと出産できませんので、一時貸し付けをするということで予算計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

（「健診の……」の声あり）

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） 済みません、失礼しました。

健診が全て無料になっているのかというお尋ねでございましたが、特定健診は平成26年4月から私どもは、国保の被保険者に限りませけれども、全ての方を無料としたいと、このように考えております。ただ、他の健診につきましては、ちょっと私どものほうでは具体的な金額までは把握してございませんが、一部料金が発生しているというぐあいに理解をしております。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） 瀨田栄子委員。

○委員（瀨田栄子） 今少子化、少子化と言われているわけですが、やはりこういう広報活動、市政だより等を使って広報活動をお願いしたいと思います。出産費用の部分とか、それから健診の部分等を若い方たちにお知らせしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

（3番 工藤孝夫委員登壇）

○委員（工藤孝夫） 議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

本案は、国保税改定率8.8%の値上げを含む会計予算案であります。この引き上げで、1人当たり年平均7,774円の引き上げ、1世帯で平均額1万3,003円、総額1億2,800万円の値上げであります。

私どもは、これまで一貫して一般会計からの繰り入れと国の国庫支出金の増額復活による健全化を求めてきました。これに対し、赤字分への一般会計からの補填はできないということや、被保険者以外の税も含むことで税の公平性から問題ありとしてきました。しかしながら、今回一般会計からの繰り入れに踏み切ったことは、被保険者の負担軽減を図ることの観点から一定の前進と言えるものであります。しかし、同時に国保加入者の現状と被保険者を取り巻く社会保障の状況を考えるとき、これ以上の引き上げは市民の暮らしを直撃し、病気の市民を病院から遠ざけます。病気の重症化を招き、医療費の滞納者をふやす悪循環を繰り返すことは必至です。

政府において、国庫負担をかつての1984年時に戻すことは喫緊の問題であることも引き続き指摘するものであります。

今回の改定率の引き上げは、2008年の15.1%、2010年の13.8%に続き、この6年間で3度目となります。しかも、2年後の2016年度にはさらに値上げが示唆されています。加えて本国保特別会計予算案の改正として、政府のプログラムである新規70歳到達者の窓口負担を1割から2割へと予定されています。

到底容認できなく、本議案に反対するものであります。議員皆様のご賛同

をお願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○委員長（石田勝弘） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（松尾秀一） それでは、議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案について、その概要をご説明いたします。

最初に、6ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、平成26年度の予算総額は、歳入歳出とも4億9,517万7,000円となり、対前年度比較で1,334万5,000円の増となっております。

7ページをごらんいただきたいと存じます。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料は、文字どおり本制度を運営するための保険料で、第1目の特別徴収分、第2目の普通徴収分を合わせた予算計上額は3億3,213万7,000円となっております。対前年度比較で1,095万1,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の増加が主な要因となっております。ちなみに、普通徴収保険料の徴収率につきましては、現年度分を98.40%、滞納繰越分を50.00%と見込んでおります。

第2款手数料は、保険料徴収に係る督促手数料で、予算計上額は前年度と同額の21万円となっております。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計からの繰入金であります。予算計上額は1億5,547万8,000円となっております。対前年度比較では、239万4,000円の増となっておりますが、これも被保険者数の増加が主な要因となっております。

第4款繰越金は、前年度の保険料分と督促手数料分を合わせたもので、予算計上額は前年度と同額の625万円となっております。

8ページをお開き願います。第5款諸収入は、保険料延滞金、還付金及び

還付加算金、その他雑入で、第1項から第3項までの予算計上額は前年度と同額となっております。

以上が歳入についての概要説明となります。

9ページをごらんいただきたいと存じます。引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料や繰入金といったいわゆる歳入相当分を広域連合に納付するもので、予算計上額は4億9,381万6,000円となっております。対前年度比較で1,334万5,000円の増となっておりますが、これも被保険者の増加が主な要因となっております。

第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金で、予算計上額は前年度と同額の110万円となっております。

第2項繰出金は、督促手数料等で、予算計上額は前年度と同額の26万1,000円となっております。

以上が歳出についての概要説明となります。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ。保険料が1,095万1,000円、前年度と比較してふえているということは、人数がふえたということだけでしょうか。保険料とかというのは、一切引き上げられていないということだけちょっと確認させていただきます。

○委員長（石田勝弘） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） ただいまの横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

保険料の増額の要因は、あくまでも被保険者の増加によるものでございます。一部報道で、青森県が保険料が上がるというような報道がありましたが、あれにつきましては、所得が変動することによって増加するもので、いわゆる所得割で算定されている保険税がふえている、それによって1人当たりがふえたという報道でございまして、原則的には保険料率は変わりませんので、被保険者の方々のそれぞれの保険料は変わらないと、所得が変わらない限りは変わらないというぐあいにご理解いただければと存じます。

以上でございまして。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(石田勝弘) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(石田勝弘) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

- 保健福祉部長(花山俊春) それでは、議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の98%を占め、この2つの額が定まりますと、その給付額、事業費にそれぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定的されるという会計の性質上、まずは最初に歳出についてご説明し、その後歳入の説明を行いますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。予算書12ページをごらんいただきたいと存じます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは地域密着型サービス運営委員会に係る報酬及び費用弁償、その他一般事務管理費でありまして、予算額は189万2,000円となっております。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。第1目介護認定審査会費は介護認定に要する経費として職員5名分の給与費及び介護認定審査会委員の報酬等が主なものであります。

13ページ、第2目認定調査等費は、介護認定の調査に要する経費として訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものでありまして、第1目と第2目合計の予算額は1億103万4,000円となっております。前年度比較で135万1,000円の減額となっておりますが、これはシステムリース料の終了等によるものであります。

次に、第3項、第1目計画策定委員会費についてであります。これは介護保険事業計画等策定委員会に要する経費でありまして、予算額は373万



1,000円となっております。

次に、14ページ、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは第1目居宅介護サービス給付費から第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス、さらには住宅改修費等に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目から第10目までの合計の予算額は50億2,715万5,000円となっております。前年度比較で8,860万円の増額となっておりますが、これはサービス利用者の自然増が主な原因であります。

次に、15ページ、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは第1目介護予防サービス給付費から第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付にかかわる法定負担分に要する経費でありまして、第1目から第8目までの合計の予算額は2億8,350万6,000円となっております。前年度比較で4,259万7,000円の増額となっておりますが、これは平成25年度の決算見込みに基づいた増額であります。

次に、第3項その他諸費、第1目審査支払手数料についてであります。これは国保連合会への支払手数料でありまして、予算額は684万5,000円となっております。

次に、16ページ、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは第1目高額介護サービス費及び第2目高額介護予防サービス費とも高額な介護費用の軽減に要する経費でありまして、第1目と第2目合計の予算額は1億3,543万3,000円となっております。前年度比較で632万9,000円の減額となっておりますが、これは平成25年度の決算見込みに基づいた減額であります。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは第1目特定入所者介護サービス費から第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険3施設における食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目から第4目までの合計の予算額は2億8,330万6,000円となっております。前年度比較で2,302万円の増額となっておりますが、これは介護施設サービス利用者の増加に伴う増額であります。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは第1目高額医療合算介護サービス費及び第2目高額医療合算介護予防サービス費とも、医療費と介護費の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目と第2目合計の予算額は1,450万1,000円となっております。前年度比較で411万1,000円の増額となっております。

ますが、これは介護サービス利用者の増加によるものであります。

次に、17ページ、第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防高齢者施策事業費についてであります。これは一次予防の一般高齢者、二次予防の虚弱高齢者の運動機能の向上、認知症予防を図るための経費として運動器の機能向上教室に係る経費、地域包括支援センターシステム保守管理委託料、地域包括支援センター運営協議会等に要する経費でありまして、予算額は2,095万8,000円となっております。前年度比較で143万1,000円の増額となっておりますが、これは介護予防セミナー等の事業費が増額となったものであります。

次に、第2項包括的支援事業費及び任意事業費についてであります。これは第1目介護予防ケアマネジメント事業費から、18ページ、第4目任意事業費までの包括的支援事業等を担当する職員の給与費、虐待防止等連携協議会及び地域ケア会議に要する経費、その他高齢者サービスに要する経費でありまして、第1目から第4目までの合計の予算額は6,939万1,000円となっております。前年度比較で272万7,000円の増額となっておりますが、これは直営の地域包括支援センターに新たに配置する非常勤の主任介護支援専門員の報酬、成年後見人報酬が増額となったものであります。

次に、第3項介護予防給付支援事業費、第1目介護予防給付計画作成支援事業費についてであります。これは地域包括支援センターへの要支援者に対する介護予防プランの作成委託に要する経費でありまして、予算額は96万5,000円となっております。

次に、19ページ、第4款、第1項、第1目財政安定化基金拠出金についてであります。これは市町村の介護保険会計が財源不足に陥った場合、資金の貸し付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金でありまして、今後万が一基金不足が生じ拠出金支出がある場合に備え、科目存置のため、前年度と同額の1,000円を計上したものであります。

次に、第5款、第1項、第1目基金積立金についてであります。これは財政調整基金の利子を積み立てするものでありまして、予算額は5万5,000円となっております。

次に、第6款、第1項公債費、第1目利子についてであります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子でありまして、予算額は176万8,000円となっております。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金についてであります。これは保険料の還付金などでありまして、第1目と第2目合計の予算額は、前年度と同額の34万9,000円となっております。

次に、20ページ、第8款、第1項、第1目予備費についてであります、これは突発的な支出の対応に備えるための経費でありまして、予算額は前年と同額の70万円となっております。

以上が歳出の説明であります。

引き続き歳入についてご説明いたします。予算書7ページに戻っていただきたいと存じます。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料についてであります、これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は80%、滞納繰越分の徴収率は11.6%で、全体の徴収率は95%を見込んでおり、予算額は10億6,128万円となっております。前年度比較で7,091万6,000円の増額となっております、これは第1号被保険者の増加及び所得段階の上昇等によるものであります。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目認定審査会負担金についてであります、これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金でありまして、予算額は2,532万円となっております。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目督促手数料についてであります、これは文字どおり督促手数料でありまして、予算額は前年度と同額の20万円となっております。

次に、8ページ、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金についてであります、これは保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおり、予算額は10億4,784万3,000円となっております。

次に、第2項国庫補助金についてであります、第1目調整交付金は後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに、市町村間の格差を是正するために交付されるもので、給付割合は7.63%、第2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でありまして、給付割合は25%、第3目地域支援事業交付金は、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金でありまして、給付割合は39.5%で、第1目から第3目までの合計の予算額は4億3,117万4,000円となっております。

次に、第5款、第1項支払基金交付金についてであります、これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金については保険給付費の29%、第2目地域支援事業支援交付金については、介護予防事業費の29%を見込んでおりまして、第1目と第2目合計の予算額は、16億7,379万3,000円となっております。

次に、9ページ、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の交付を見込んでおまして、予算額は8億2,114万8,000円となっております。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。第1目交付金、第2目貸付金とも科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金についてであります。第1目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でありまして、給付割合は12.5%、第2目地域支援事業交付金は、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金でありまして、給付割合は19.75%で、第1目と第2目合計の予算額は1,632万3,000円となっております。

次に、10ページ、第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金についてであります。これは財政調整基金の運営利子収入でありまして、予算額は5万5,000円となっております。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは給付費等に係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものとして、第1目は介護給付費繰入金、第2目は介護予防事業に係る地域支援事業繰入金、第3目は包括的支援事業及び任意事業に係る地域支援事業繰入金、第4目はその他一般会計からの繰入金でありまして、第1目から第4目までの合計の予算額は8億1,720万3,000円となっております。

次に、11ページ、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金についてであります。これは収支の不足が見込まれる場合、基金からの取り崩しを行うものでありまして、予算額は5,579万9,000円となっております。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金についてであります。予算額は前年度と同額の1万円となっております。

次に、第2項雑入についてであります。第1目は第三者納付金、第2目は不正利得等の返納金、第3目の雑入は、主に直営の地域包括支援センター事業収入として、要支援者の介護予防プラン作成料でありまして、第1目から第3目までの合計の予算額は144万円となっております。

以上が歳入についての説明であります。

したがいまして、平成26年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ59億5,159万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと1億5,548万7,000円、率にして2.7%の増となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ、保険料が前年度と比較して7,091万6,000円ふえているというのは、被保険者の人数と所得段階の変更によるものだけということで確認させていただきます。保険料の引き上げだとか、負担金の引き上げは一切ないということが反映された予算であることを確認させていただきます。

○委員長（石田勝弘） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 7,091万6,000円ほどの増となっているその内訳についてでございますけれども、第5期の最終年度でありますので、保険料自体の引き上げはございません。人員増によるものが主なわけですが、分けてご説明いたしますと、現年賦課分の特別徴収の保険料、その2,950万2,000円の増額分は、約428名増加するものと考えておりますが、そのうち特別徴収となる方380名分の増ということを見込んでいます。ただし、普通徴収のほうの4,141万4,000円にしましては、その人員増による部分以外にちょっと当初予算の積算の方法を改めております。と申しますのは、平成25年度の普通徴収に係る当初予算額は5,538万6,000円でございます。これは、第5期介護保険料改定前の平成23年度の決算額約6,369万円に対象者増分を含め、収納率73.3%を掛けて積算したものでございました。

一方、平成26年度につきましては、保険料改定後、第5期になってからの平成24年度決算額約8,811万円に対象者増分約50人分を含め、収納率80%で積算したことによる分も含まれてございますので、その点ご了解願いたいと存じます。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案の

とおりに可決されました。

次は、議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書6ページの総括表をごらんください。平成26年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも15億2,136万7,000円で、対前年度比では896万7,000円、率では0.6%の増となっております。

7ページをごらんください。まず、歳入であります。第1款第1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区に係る受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金で、前年度比801万2,000円の減、2,677万4,000円を計上いたしております。

同じく第2項の使用料及び手数料のうち第1目及び第2目は下水道等の使用料で、第3目及び第4目は排水設備工事店の申請認可や工事検査及び督促等の手数料で、総額では1億338万6,000円を計上しております。第2項の増額要因といたしましては、下水道使用件数が増加することから、全体として対前年度比105万円の増額を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち補助対象事業費4億5,000万円の2分の1の2億2,500万円を計上しております。

次に、第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、6億9,990万5,000円を計上しております。増額要因といたしましては、資本費平準化債の発行減額による公債費充当財源不足及び維持管理費等の増加により増額になったものがあります。

次に、8ページ、第4款繰越金は、科目設定のため1,000円を計上しております。

次に、第5款諸収入は、県事業による川内、脇野沢地区の管渠移設工事に伴う移転補償費であります。

次に、第6款市債は下水道債及び資本費平準化債で、対前年度比2,800万円の減額で、4億6,300万円となっております。

次に、歳出でございますが、9ページをごらんください。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の主なものは給与費のほか、13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務委託料、19節は下水道協会の会費や負担金のほか、排水設備工事にかかわる利子補給金及び助成金等で、合わせて7,466万7,000円を計上いたしております。対前年度比の増額要因は、下水道

への接続を推進するための排水設備等工事費助成金を平成26年度より市内全域を対象としたことによる増で、375万9,000円を増額いたしております。

次に、第2目の管渠維持費は、管渠の維持管理にかかわる経費で1,456万1,000円を計上いたしております。対前年度比の増額要因は、電気料等によるものであります。

次に、第3目処理場管理費であります。4地区4カ所の下水処理場の維持管理費で1億5,805万9,000円を計上いたしております。対前年度比の増額要因は、電気料及び機械設備等修繕工事の増によるものであります。

次に、第4目集落排水施設費であります。脇野沢地区にあります2カ所の集落排水施設の維持管理経費でございます。1,264万6,000円を計上しております。

次に、10ページ、第2項建設事業費、第1目下水道整備費の主なものは、まず給与費であります。ほかに13節委託料は、実施設計等委託2件で3,500万円を計上しております。15節工事請負費は、管渠工事11件、延長にして約4,233メートルを予定しており、これに係る工事費4億1,950万円を計上しております。合わせて下水道整備費としまして、4億8,650万7,000円を計上しております。平成26年度整備いたします箇所は、むつ処理区で柳町3丁目、下北町及び緑町、大畑処理区では水木沢及び上野のそれぞれ一部であります。

次に、第2款公債費は、長期債の元金5億9,643万9,000円を計上しております。また、利子の償還金及び一時借入金の利子1億7,848万8,000円を計上いたしており、合わせて7億7,492万7,000円を計上しております。

以上の予算により、平成26年度の下水道整備面積は約22ヘクタールを見込んでおり、累計では447.9ヘクタールの整備面積となります。これは、4地区の事業認可面積553.7ヘクタールに対し、80.9%の整備率となります。

以上、平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 7ページの事業収入、第2項使用料及び手数料の件ですけれども、前年度の予算が1億円と、そして今年度が1億100万円ということで、100万円の増ですけれども、この増加は何世帯で、今全体の普及率が何%ぐらいかお知らせをいただきます。

○委員長（石田勝弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お尋ねにお答えします。

平成26年度の新しく整備する箇所ということで理解しましたけれども、そ

れでよろしいでしょうか。平成26年度、新しく整備いたしますのは、公共ますとして330戸でございます。空き地もありますので、全世帯とは言いませんけれども、整備するのは335ということになります。

次に、下水道の普及率ですけれども、平成24年度末ですが、市内全体で15.6%ということになります。それで、平成26年度末となりますと16.4%の普及率ということになります。

以上です。

○委員長（石田勝弘） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 普及率が16.何%、18%ということは、もう85%ぐらいが接続していないということになります。そうなると、やはり今現在1億100万円の収入なのですけれども、この経費のほうで一般管理費、そして維持費、処理場の管理費で約2億5,000万円かかっています。せめて使用料でこのぐらいの使用料を収入として上げなければ、なかなか運営的に難しいのではないかと思うのですけれども、この加入率の普及促進にはどういう形で取り組んでいるか、ちょっとお知らせを願いたいと思います。

○委員長（石田勝弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 大変失礼しました。今お話しした普及率という率の内容ではなくて、今の委員のお尋ねは水洗化率ということでございますね。水洗化率に関しましては、40.2%が接続しているということでございます。

それと、普及活動はどのようなことをしているかということなのですけれども、先ほどご説明の中で助成金ということで、現在大畑地区のみで行っておりました工事の助成金をむつ市全域と、さらに7万円の工事の助成ということで、上限が7万円ですけれども、平成26年度からは上限を10万円として接続に対して助成することにしております。

以上であります。

○委員長（石田勝弘） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） ちょっとあれですけれども、では40%は接続しているということですか。そうなると、例えばあとの6割の人が接続していないと、4割で1億100万円の使用料収入だと。では、100%接続しても2億円ちょっとにしかないということになるわけですけれども、これだともう全く今やって収入を上げて、企業としては成り立たないような収入にしかないということで受けとめて結構ですか。最後それだけお聞きします。

○委員長（石田勝弘） 下水道課長。

○下水道部副理事下水道課長（酒井嘉政） 大瀧委員のお尋ねにお答えいたし



ます。

公共事業ですが、地方財政上は公営企業とされております。それで、その事業に伴う収入によって、その経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制という原則が適用されておりまして、その経営は雨水は公費、汚水、下水道に流れてくる汚水については私費を原則に一般会計との間に適正な経費負担区分を前提として公営企業として独立採算制のもとに行わなければならないとなっています。その下水道事業に係る経費の負担区分については、繰り出し基準に定められておりまして、例えば平成24年度決算では一般会計繰入金が6億2,871万3,000円ありましたが、そのうち82.3%、5億1,765万4,000円が基準内繰出金、要するに地方財政計画に計上されて、後に地方交付税で措置される額になっています。あと残りの基準外繰出金は1億1,005万9,000円ですが、この1億1,005万9,000円が実際下水道使用料で下水道会計が独立採算制を持っていくためには、この金額が足りないということで、実際今現在1億円程度下水道使用料しかありませんが、これがあと1億1,000万円ぐらい、今の水洗化率40%ちょっとなのですが、これが80%ちょっと超えれば、会計上は黒字というか、一般会計のほうにも迷惑かけなくてもよろしい額になるということです。

以上です。

- 委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。
- 委員（横垣成年） 1点だけ、この予算には消費税の引き上げは反映されているのかどうか、この1点だけです。
- 委員長（石田勝弘） 下水道部長。
- 公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 消費税の増分ということでよろしいでしょうか。

使用料に関しましては、4月1日から8%となる予定でございます。また、その影響額ですけれども、3%分で279万2,000円、約280万円ほど上がるという予定でございます。

- 委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。東健而委員。
- 委員（東 健而） 9ページを見ていただきたいと思いますが、管渠維持費です。この中の需用費の中に565万3,000円、マンホールポンプ電気料とありますけれども、これはむつ市全体のものなのか、何カ所ぐらいあるのか。

それから、その下のマンホールポンプで電話を使っているというような書き方をしていますけれども、これはどういう意味かお知らせいただきたいと思います。

○委員長（石田勝弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お答えいたします。

このマンホールポンプといいますのは、各下水道というのは自然流下で流れてきます。それで、何カ所かに1回ポンプでくみ上げて、またさらに自然流下で流しております。それで、その電気料がかかっているわけですが、むつ市内には33基ほどございます。

それと、電話ということなのですが、そのマンホールポンプの流量、故障とかそういうときには電話で通報になるような仕組みになっておりますので、警報等出ますと、電話回線をつないで管理業者のほうに連絡が行くということになっております。それで電話がついているということになります。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） 東健而委員。

○委員（東 健而） そうすると、このマンホールポンプの電話料というのは、毎年このぐらいかかるような計算してよろしいでしょうか。

それから、そのほかですけれども、備品購入費のマンホールオープナー等という記述がありますけれども、これはどういうふうなものでしょうか。

○委員長（石田勝弘） 下水道課長。

○下水道部副理事下水道課長（酒井嘉政） まず、マンホールポンプの電話料ということですが、毎年このくらい、基本料金より若干上乗せした額でかかるようになります。これは、マンホールポンプ1基当たりということでご理解願います。

それから、今言われました管渠維持費の備品購入費のマンホールポンプオープナーとありますが、今下水道をやってからもう十数年たっていますので、マンホールの中を点検するために、マンホールをあけるための機械、オープンするための機械です。

以上です。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 1点だけお尋ねをします。

下水道で議論になったときにいつも話題になるのは、むつ市内100%というところ、相当前の部長さんが300年かかると言われたことが、200年ですか、言われたことがあるのですが、とある例えば町内でも、ちょっとした大きな町内でも、100年は来ないだろうと言われて、合併浄化槽の補助金なんか出しているのですが、以前にやめたらどうだという話もあったのですが、この下水道がやめられない法的根拠を改めてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（石田勝弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お答えします。

下水道をやめるという……

（「工事をね、工事を」の声あり）

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） いろいろ財政状況もありますし、非常に厳しい自治体では下水道を休止、休んでいるところもございます。ただ、やめるとなりますと、今までつぎ込んだ国の補助金とかいろいろ返還等を伴いますので、やめるとなると、ちょっとその法的なものはないのですけれども、恐らくその補助金の返還等の問題が出てくるかと思われま。

以上です。

○委員長（石田勝弘） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 以前は法的根拠が縛りがあったということは、その縛りというのは補助金の問題ですか、では。やめると補助金を返さなければいけない。その補助金に一般財源がついて、今工事しているのですか。それも1つ。

もう一つ、要するにそういう理由でどんどん、どんどん負担をかけて、100%になるのはいつなのですか、では。改めてお聞きします、この2点。整備率が100%になるのは。

○委員長（石田勝弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 100%はいつになるかということは、ちょっと事情、これからのむつ市の財政事情とかいろいろございます。なかなか言えないところなのですけれども、私ども今下水道計画を平成42年を目標に整備を進めております。

一般財源のほうは、課長からお話しします。

○委員長（石田勝弘） 下水道課長。

○下水道部副理事下水道課長（酒井嘉政） 下水道事業に係る財源の内訳ということでよろしいかと思いますが、下水道事業、今年度も4億5,000万円予算計上していますが、このうち国の交付金が半分の2億2,500万円、あとの残りの2億2,500万円が下水道事業債を借りてやっているということです。その下水道事業債2億2,500万円、この分のほかに償還分は何%か、正確な、地方交付税のほうで算定交付金はいろいろと変わっていますので、どのくらい交付税措置されるかわかりませんが、このうちの、従来だと50%が地方交付税措置されると、これは平成19年度までです。あとその残りが一般財源という格好になっています。

以上です。

○委員長（石田勝弘） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） わかりました。どっちにしたって、やめられない理由というのは補助金の関係なのです。補助金が出て、あとの約半分は起債、その起債のまたその半分は地方交付税で賄えると。先は何%かわからない。結局抜け出せないアリ地獄にどんどん陥っていくのではないかという危惧がするのです。結局一般財源、平たく言えば、今の説明ですと4分の1一般財源を使うということに大体なると思うのです。それで、平成42年を目標にやっているけれども、平成42年には100%にならない。この平成42年の目標は何%なのか、整備率を。100%に設定しているのですか。そこら辺をまず1つ。

それから、話は戻りますが、この事業債、これやめたらすぐ返せとなるのですか、補助金も事業債も。私は、立ちどまるべきだなと常日ごろこれ思っているのです。だって、整備したって、さっきの同僚の質疑で、整備した100%のうちの加入者が40%とお答えした、あとの6割の方は、事情があつてつないでいないと。入っていない。何のために、では整備しているのですか。確かにこれは大きなグローバルな観点からいけば、海の水とか海洋、地球規模での環境に寄与するということで国の命令が来ています、これは知っています。地球規模の環境だということはわかっていますが、そこまで平成42年の目標と補助金と起債と一般財源の組み合わせといいながら、やればやるほどアリ地獄に陥って、かといって、つないでいる家庭からは、整備している家庭からはつながないという。まさしく私は若干おかしいなと思いますが、そこら辺の説明もよろしくお願いします。

○委員長（石田勝弘） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お尋ねにお答えいたします。

平成42年で100%というお話ですけれども、うちの下水道部での目標ということでございまして、実際にそのときに何%いつているのかというのは、ちょっと今のところわからない状況です。

それと、確かに委員おっしゃるとおり、下水道事業は環境問題の、これはなくてはならない施設だと私どもも思って整備を進めておるところでございまして。それと、事業債といいますか、かかわるのは補助金の部分でございまして。事業債に関しましては、年々お返ししていくということになっておりますので。

（「整備されてもつながない」の声あり）

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 今確かに整備しているところの接続率は40%ほどですけれども、これは将来的には必ずこの下水道へ接続しなければならないということになっておりますので、今非常に景気が悪くて、な

かなか接続できない方も将来的には下水道へ接続していただけるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（2番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年） 議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算に反対をいたします。

本予算は、来月4月から引き上げされる3%の消費税増が反映されている予算であります。実際280万円の市民負担増となっている予算であります。

本案に反対いたします。

○委員長（石田勝弘） ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

議案第26号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者20、起立しない者2人）

○委員長（石田勝弘） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで11時40分まで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○委員長（石田勝弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それでは、議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書・予算説明書の6ページをごらんいただきたいと思います。この会

計は、公共用地の先行取得に関する会計でございます。予算総額は歳入歳出ともに2億7,364万3,000円を計上しております。これまでは、平成10年に保育所再編用地として取得した新町地区の土地約2,766平方メートルに係る借入起債の償還事務が主なものとなっておりますけれども、平成26年度には（仮称）田名部まちなか団地建設事業に係る土地約7,300平方メートルの先行取得が必要となることから、新たに土地購入費ほか関連する経費を計上しております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金についてでございますが、これは保育所再編用地購入に係る長期債元金及び利子の償還分373万7,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項、第1目使用料についてでございますが、保育所再編用地に係る東日本電信電話株式会社の電話柱4本分についての行政財産目的外使用に係る土地使用料6,000円でございます。

次に、第3款市債、第1項市債、第1目公共用地先行取得事業債についてでございますが、（仮称）田名部まちなか団地建設事業に必要な用地の先行取得等のため2億6,990万円を計上しております。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目事業管理費についてでございますが、消耗品など需用費として6,000円を計上しております。

第2目田名部まちなか居住施設立地環境整備事業費でございますが、これは（仮称）田名部まちなか団地建設事業に係る公有財産購入費2億3,000万円、用地測量、不動産鑑定などの委託料1,090万円、建物移転等の補償補てん及び賠償金が2,900万円となっております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてでございますが、これは保育所再編用地購入に係る長期債償還金370万円及び利子3万7,000円を計上しております。

なお、保育所再編用地購入に係る償還につきましては、平成26年5月で終了となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 用地取得事業について質疑をさせていただきます。

心配事が1つあります。何かというと、買った土地が塩漬けになるのではないかという心配であります。先ほど部長から説明あったとおりですが、保

育所を新町に建てると言っていて過去に土地を購入した経緯がありました。今もなお使われずに塩漬けになっております。何のために買ったのかということも含めて、本来問題になるべきではありませんが、なかなか明るみに出てこない。このたびまちなかを再生するために団地を建てる用地を先行取得するのだということの話ではありますが、これもまた財政上の理由から塩漬けになるようなことがないのかということをお聞きします。

○委員長（石田勝弘） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの斉藤委員のお尋ねにお答えいたします。

この事業に関しましては、まちなか居住において、政策決定まではまだいっていないわけなのですが、政策を検討した中で、平成23年1月にむつ商工会議所からむつ市の中心市街地づくりについての要望書が出されておりますことは、本会議でも申し上げたとおりでございますが、まちなか居住推進事業についての要望ということで出されておりました、これを受けまして、平成23年度から田名部まちなか地区のエリアマネジメント支援事業において、まちなかにおける居住、まちなか居住について検討してきたところでございます。その中では、るる検討がなされておりました、超高齢化社会を考慮したとき、住民が地区内で歩いて暮らせる空間とはどういうことなのかとか、横迎町あるいは田名部町、柳町、本町地区を相互に往来する可能性についてもるる検討をしてきておりますし、田名部まちなか再生協議会においても同様の検討をしてきたところでございます。その中でいきますと、住民が求めているまちなか再生に関するまちなか居住ということに関しましては、これは認めざるを得ないだろうと。商店も廃業したりする中で、このまちに求められているものは超高齢化に向けてどういうことなのかということを考えていったときに、どうしてもこれは必要とされる事業というふうに認識したことから、このような用地購入ということになったものでございます。ですので、ここに関しましては、まず塩漬けにされるというようなことはないものと確信した中で用地購入を予算化することをお願いしたいと考えておるところでございます。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） ただいまの部長説明にもありましたが、今年度でこの会計は全部返済し終わって終わるのだろうかと思っていたところ、新たに土地を求めるといふことの提案であります、総括のときもお話ししましたので、一部重複するところもあるかと思いますが、お答えのほう願いたいと思います。

まず、この事業が決定するまでの流れ、手順について、特に政策の発生源

でありますとか、それと並行して検討して他の政策、あるいは総合計画における根拠、財源措置、また将来にわたるコスト計算等々が行われて今回提案になったものかどうか。

次に、むつ市公営住宅等長寿命化計画の見直しの概要と、それと公営住宅ストック総合計画との関連について、この事業がどうなのかということ。

次に、土地取得後の田名部まちなか団地完成までの事業計画はいつまでに作成されるのか。現時点でははっきり決まっていないということですが、事業計画がはっきり決まっていないのに起債は本当に認められるのか。

あと、当初は市債ということですが、その後社会資本総合整備交付金に振りかえるというふうなお話を前回されていましたが、現状では本当にそれが可能なのでしょうか。

次に、土地決定までに市街地にある市有地については検討されたのかわか。

あと、土地の取得価格ですが、これはどのように決定されたのか。

最後に、取得予定の時期はいつごろになるのか、以上お願いしたいと思います。

○委員長（石田勝弘） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

新事業決定までの流れ、手順について、これは政策の発生源はどこにあるのか、これが1点目と理解いたしました。あと、2点目としては、検討したほかの政策があるのか、それと3点目としては、総合計画における根拠は何か、4点目として、財源措置はどうなっているのか、5点目としては、将来のコスト計算はというようなことで受けとめさせていただきました。

それでは、1点目の政策の発生源はということで、これは斉藤委員のほうにお答えした部分と重複いたしますが、改めて申し上げます。平成23年1月、むつ商工会議所からむつ市の中心市街地づくりについてとして、中心市街地における人口減少及び超高齢化社会に対応するためのまちなか居住推進事業の要望が出されており、市としてもその検討をしていたところであります。また、平成23年度から進めてきた田名部まちなか地区エリアマネジメント支援事業においては、線路敷跡地の活用も課題として挙げられており、道路としての活用することも検討いたしましたが、超高齢化社会を考慮したとき、住民が区内を歩いて暮らせるまちづくりを進める必要があるとされ、横迎町と田名部町、柳町、本町地区を相互に往来を可能とすることができる当該地区の重要性は田名部まちなか再生協議会での検討材料とされているところでございます。これから田名部まちなか地区において、まち



なか居住を推進するため、平成23年1月から続いた検討結果として、本計画となったものでございます。

続きまして、2点目の総合計画における根拠についてを申し上げます。長期総合計画の基本方針の1つであります地域の個性を生かした特色あるまちづくりでは、施策項目の(2)、特色ある地域産業の育成の中での施策内容において、商工業の振興として中心市街地の魅力向上を主要計画といたしております。まちなか居住施設の立地を進めることにより、地区内人口を増加し、商業施設等の既存施設が利活用される環境をつくり出すことによる日常的なにぎわいの創出を図るとした目標を設定いたしております。また、平成13年10月策定の中心市街地活性化基本計画では、中心市街地活性化のための基本方針の一つとして、旧田名部駅用地の整備と線路敷跡地の有効活用を掲げております。

新市まちづくり計画では、主要施策として中心市街地の整備と活性化を掲げており、いずれの計画においてもまちなか居住の推進は中心市街地の活性化につながっていくものと考えております。

さらに、むつ市都市計画マスタープランでは、商業業務施設が集積する田名部地区において、まちなか居住を推進することとしており、いずれの上位計画とも整合性が保たれております。

財源措置についてでございますが、本事業を進めるに当たり早急に用地を確保することから、公共用地の先行取得に関する会計であるむつ市公共用地取得事業特別会計において先行取得を行い、事業計画決定後、社会資本総合整備交付金や公営住宅建設事業債などの財源を活用し、一般会計で買い戻す計画としております。

将来のコスト計算についてということのお尋ねについてお答えいたします。これに関しましては、公営住宅の取得方法も含めたコストの軽減を考えたしながら進めていきたいと考えておりました。従来、市が直接建設する方式のほか、民間事業者が建設した住宅を買い取り、または借り上げ方式等、いわゆる民間活力を導入した整備手法があります。市の財政負担の軽減、地域住民、事業者の振興の両面からも検討すべき事項であると考えており、各手法のメリット、デメリットを整理し、最適な手法を導入する必要があると考えております。

田名部まちなか地区におけるエリアマネジメントにおいても、地区内で木造公営住宅を建設した場合の各事業手法の比較検討を行っており、このときは民間事業者が建設、維持管理を担い、市が住宅を借り上げ運営するPFI型借り上げ方式が市、民間双方にとって有利という結果となっております。

しかしながら、震災以降建設資材の高騰、職人の不足等により民間事業者が建設することによるコストダウンが見込めない状況にあり、民活を含めた事業手法の詳細な検討については、事業実施時の社会情勢を見きわめながら、事業実施前の建て替え基本計画時に実施し、採用する手法を決定することがいいのではないかと考えております。

続きまして、むつ市公営住宅等長寿命化計画の見直しの概要と公営住宅ストック総合計画との関連についてのお尋ねにお答えいたします。むつ市公営住宅ストック総合活用計画は、平成19年3月に市町村合併後の公営住宅の建て替えや改善を進め、良好な公営住宅等のストック形成を図るため策定されました。その後、国が平成21年度の地域住宅交付金制度において予防、保全的な改善等の計画的な実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図ることを目的とした公営住宅等長寿命化計画を新たに創設したことに伴い、むつ市公営住宅ストック総合活用計画は、計画期間中ではありますが、長寿命化計画への移行が必要となり、平成23年2月、むつ市公営住宅等長寿命化計画を策定したものであります。

むつ市公営住宅等長寿命化計画の見直しの概要についてであります。現在計画策定から3年が経過しておりますが、建て替え事業の必要性の高まり、その後の社会状況の変化等を踏まえ、老朽化し、狭小な既存市営住宅入居者に対し、住みかえ意向を把握するための意識調査等を実施し、現在建設事業実施中の緑町団地及び川内・木団地建て替え事業終了後の整備計画について見直しを図っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、土地取得後のまちなか居住完成までの事業計画はについてお答えいたします。この着手に関しましては、川内・木団地、緑町団地終了後の建設着手を想定しておりますので、それに向けて事業計画を策定することとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

あと、起債が本当に認められるのかについては、財政課長のほうから答弁させていただきます。

社会資本総合整備交付金等の買い戻しについては、買い戻しが可能であるということでご答弁させていただきます。

取得価格及び取得時期に関しましては、用地課長のほうから答弁させていただきます。

市街地のむつ市有地についての検討はしたのかについてのお答えでございますが、田名部まちなかについては対象地はございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（石田勝弘） 財政課長。

○財務部財政課長（氏家 剛） 中村委員のお尋ねの中の、事業計画がはっきり決まっていないのに起債が認められるのか、この部分についてお答えいたします。

まず、公共用地先行取得事業債、これこれにかかわらず起債は市のほうから県の担当部局のほうに申請いたします。そして、その後ヒアリング、これを経て最終的に決定されるという流れになります。通常、起債ですと、このヒアリングの際にいわゆる事業計画、何年度から何年度まで何をどのようにするのかと、その効果はどうかというふうなところが事細かにヒアリングされるわけなのですけれども、この公共用地先行取得事業債につきましては、先ほど建設部長のほうからもお話がありましたが、いわゆる今後必要とされる用地をあらかじめ取得しておく。そして、その後きちんとした事業計画のもとにその土地を活用していくというふうなことで、ある意味数ある起債の中でも例外的な起債というふうな位置づけになるかと思えます。それで、この起債につきましても、当然県のヒアリングがあるわけなのですけれども、その際には、おおよその今後の見込み的な事業概要、そして一番ポイントとなるところは、その必要性と、なぜその用地を取得しなければならないのかというふうなところがヒアリングの大もとになってくるかと思えます。ここにつきましては、当然申請の際に、その前に建設部のほう、それから財務部のほうとるる協議をして、その必要性についてはっきり明確な目的意識をきちんと県のほうに伝えていくというふうなことになるかと思えます。

いずれにいたしましても、最終的にこの認められるかどうかにつきましては、県のほうの判断、そして最終的には県知事の許可と、こういうふうなことになりますので、現時点で確実に認められるというふうなお答えはちょっとできにくいわけなのですけれども、そのように財源の調達というふうなことで大事な部分になってまいりますので、その辺は県のほうにきちんと説明できるような形で許可に向けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） 用地課長。

○建設部用地課長（中里 敬） 土地の取得価格について説明いたします。

予算計上いたしました額は、近隣の地価公示価格をもとに積算をしております。なお、面積につきましては、登記面積をもとに区域を積算した結果、7,300平方メートル程度あるということから2億3,000万円を計上しております。ただし、用地取得に当たりましては、今後用地の測量調査及び不動産鑑定の評価を行いましてから価格面等について決定するものでございますの

で、ご了解いただきたいと思います。

それから、また取得予定の時期はいつごろかということですが、取得予定は平成26年度での取得を目指しております。平成26年度秋口までをめどに用地の測量及び金額を決定する不動産の鑑定を実施し、その後この契約は議決に付すべき財産の取得に当たるものと認識してございますので、議会のほうにご提案申し上げた後に、一部建造物が残ってございますので、その移転補償がございます。その移転が終わった後ということを考えますと、年度末での引き渡しになるものと、このように考えてございます。

○委員長（石田勝弘） 中村正志委員。

○委員（中村正志） ただいまの説明で大分理解できたところはございます。

まず、起債についてなのですが、今むつ市は平成24年度決算で実質公債費比率は18.7%と大きく改善はしてきているのですが、18%以上25%未満は地方債借り入れ時に公債費負担適正計画を策定しなければならない一般許可団体というふうなことがあったので、ちょっと心配して聞いてみました。今の起債については、説明で理解をいたしました。

あと、まちなか居住の考え方につきましては、前回は申し上げましたとおり、その施策については賛同しておりますので、ぜひとも進めていただきたいという考えを持っていますし、今の説明で、他の計画とも十分整合性があるということで理解をいたしました。

あと、土地の価格なのですが、一般的な感覚として、ちょっと高くないかというふうな感覚を持っていました。私もこれらの仕事をする方、何人かにお話を聞いたところ、やっぱり若干高いのではないのという意見を述べてくれる人がほとんどでした。土地の形状も特殊な形をしておりますし、道路のない部分もあると。住宅地として、全てが適していると言いがたいところもやっぱりこの土地の形状についてはあるかと思えます。ただし、今の説明では、今後きちんとした鑑定を経て、適正な価格で取得に向けていくということなので、その部分についても理解をいたします。

取得の時期が平成26年秋口ということでありました。だとするならば、ぜひともその秋口くらいまでにはもうちょっと計画を煮詰めていただいて、わからない部分をもっと私どもに説明できる努力をぜひとも市当局としては行っていただきたいと思えます。やはりいい事業であるならばあるほど、きちんとした計画を持って、こういうふうな青写真を持っていますということをつけ加えてぜひいただきたいと思えますので、どうでしょうか、今秋口ぐらいまでというお話がありましたけれども、その辺の時点までには、この事業に関してどの程度中身をまとめていくことが可能でしょうか。

- 委員長（石田勝弘） 建設部長。
- 建設部長（鏡谷 晃） 先ほどもご紹介いたしました田名部まちなか再生協議会の報告書が年度内の決定を見ますので、その決定、報告を受けて、その中で市がどういうことができ、ということが難しいのかという検討を加えながら、可能であれば、今中村委員がご指摘の事業の一部を紹介できればというふうに考えております。
- 委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。
- 委員（大瀧次男） 私も田名部まちなか駅前活性化、大賛成でございます。できるだけ早目を実現していただきたいと思うのですけれども、この第1款第1項の補償補てん及び賠償金2,900万円と、こうありますけれども、この内訳をちょっとお知らせ願いたいと思います。
- 委員長（石田勝弘） 用地課長。
- 建設部用地課長（中里 敬） 補償補てん及び賠償金の内訳をということでございますので、説明させていただきます。
- まず、鉄道用地内に一部工作物また旧下北交通さんの駅舎が残っております。それから、また舗装路面、コンクリート工作物等が中に残っていることは、簡易調査で把握をさせていただきました。そのことを踏まえまして、まず建物については建物の移転補償、それから工作物等については工作物の補償を行いたいと思ひまして、来年度詳細な調査をしたうえで金額を計上させていただきますが、今回の場合は簡易的にある大きさの標準価格を適用して予算を計上させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。
- 委員長（石田勝弘） 大瀧次男委員。
- 委員（大瀧次男） 駅舎と、それから舗装、そして工作物が多少あるということですが、あの駅舎を移転補償ということになると、あれどこへ持っていくのでしょうか。ただ壊すだけだと思ひます。では、あの面積の建物を壊す、舗装を取る、2,900万円もかかるのかなと、こう思ひます。非常な点、これからまだ正式なものが決まるということですが、しっかりとしたやっぱり単価を決めて補償、普通補償というよりも、我々は買う金額から壊すのを差し引いた土地の購入費になるのですけれども、そういう公共買収ですから反対になると思ひます。やはりそういう点も十分に加味した買収の仕方、価格を決定していただきたいと要望しておきます。
- 以上です。
- 委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） それでは、議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書・予算説明書の4ページをお開き願います。平成26年度予算総額は、歳入歳出ともに2,918万8,000円で、前年度と比較いたしますと、金額で1,731万3,000円、率にして145.8%の大幅な増額となっております。

それでは、歳入の詳細につきましてご説明いたします。7ページをお開き願います。第1款使用料及び手数料であります。鮮魚等の取り扱いに伴う魚市場卸売場使用料のほか電気使用料、水道使用料などで705万円を計上しております。前年度と比較いたしますと、金額で40万6,000円、率にして6.1%の増となっております。

次に、第2款財産収入であります。5,000円を計上しております。

次に、第3款繰入金であります。地方卸売市場大畑町魚市場基金からの繰り入れ1,143万6,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、金額で620万7,000円、率にして118.7%の増となっております。

次に、第4款繰越金であります。1,000円を計上しております。

次に、第5款国庫支出金であります。新魚市場施設整備費の財源として新たに1,069万6,000円を計上しております。

続いて、歳出についてご説明いたします。8ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは魚市場事務に係る経費でありまして、1万8,000円を計上しております。

次に、第2目運営審議会費であります。魚市場運営審議会に係る報酬等

でありまして、8万3,000円を計上しております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費であります。魚市場の管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、第7節賃金、施設管理の臨時職員賃金98万3,000円、第11節需用費で施設の電気料156万3,000円及び施設修繕料250万円となっております。

次に、第2目新魚市場施設整備費であります。主なものといたしましては、第13節委託料で新魚市場実施設計委託料2,157万9,000円で、前年度と比較いたしまして1,143万6,000円、率にして146.9%の大幅な増となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） いよいよ魚市場新設にかかるのですけれども、今回設計料ということで国庫補助金が1,000万円ほど出ていますけれども、この実際建設になった場合の建設費の補助金はどれくらいを見込んでいますでしょうか。

○委員長（石田勝弘） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） お答えいたします。

この補助金の基本的な補助率ですけれども、事業費の2分の1もしくは1事業について3億円が限度となっております。今のところ当魚市場につきましては、水産庁の事前ヒアリングの段階で2つの事業の申請をしております。そちらを勘案して、全ての事業費で国の補助が3億8,000万円程度と考えております。

○委員長（石田勝弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2つの補助事業ということですが、もしわかっておりましたら、どういう形の補助かお知らせください。

○委員長（石田勝弘） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） 国の補助金名称といたしましては、ここに説明資料のほうに強い水産業づくり交付金という、これは大きな名称でございます。その下に産地水産業支援事業補助金という名称の補助金がございます。これは、4つの分野に実は分かれておまして、そのうち2つの分野、漁民の所得向上と、もう一つは漁村の魅力向上、この2つで申請しております。2つで申請しているために3億円を超えまして、3億8,000万円程度の補助金を見込んでおります。

○委員長（石田勝弘） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。先般ちょっと何か天井から落下して車の損傷事故があったという報告などもありましたので、この事業につきましてはスムーズに進めていただきますようお願いして終わります。

○委員長（石田勝弘） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 質疑なしと認めます。  
これで議案第28号についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。発言ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。  
これより議案第28号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。  
次は、議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページ、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万4,866戸、年間総給水量は696万6,839立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業としては上水道整備事業、簡易水道統合整備事業、配水管整備事業及び水道施設改良事業を計上しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は18億3,008万7,000円、水道事業費用は16億8,458万5,000円計上しており、収支差し引きで1億4,550万2,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと思います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、将来の経営活動に備え実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は13億774万6,000円、資本的支出は18億3,523万円を計上しており、資本的収入額



が資本的支出額に対し不足する額 5 億 2,748 万 4,000 円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,573 万 7,000 円を初めとする各財源で補てんするものであります。詳細につきましては、5 ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

次に、2 ページをお開き願います。第 5 条、企業債についてであります、これは予算第 4 条の資本的収入の企業債 10 億 5,440 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第 6 条では、一時借入金の限度額を 6 億 5,000 万円と定めております。

次に、第 7 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、7 ページから 10 ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

次に、第 8 条、他会計からの補助金であります、これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を 3,072 万 1,000 円としているものであります。

第 9 条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修材料の購入限度額を 2,210 万円と定めております。

簡単にご説明いたしました、財務の状況につきましては、3 ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

また、地方公営企業会計制度について、昭和 41 年以来、46 年ぶりに改正が行われ、平成 26 年度予算から適用しておりますが、改正により財務諸表は負債が増加し、資産が減少することになりますが、あくまでも会計処理上の変更であるため、実質的な経営に大きな影響はないものと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石田勝弘） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 収入のほうであります、平成 25 年度は 13 ページを見ると 13 億 7,000 万円、平成 26 年度の予算のほうでは全部で 18 億 3,000 万円ということで大幅にふえているのですが……ごめんなさい、営業収益のほうは 15 億 1,000 万円ですね、平成 26 年度は。ということで、それなりにふえているのですが、このふえる要因です。大体予想するのに消費税 3% が含まれているのか、それとも水道料金の地区別のやつを段階的に引き上げるといのがそれなりに反映されているものかどうか、そこら辺も含めて、また金額がどの

くらい引き上げられるのかというのを含めてよろしくお願いたします。

○委員長（石田勝弘） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お尋ねにお答えします。

昨年度に比較いたしまして、2億4,000万円ほどの増収となっておりますけれども、これは料金統一に係る経費の経過措置第3期の増収分や消費税の改定によって約5,827万円ほどの増収があります。

それと、次に緩和措置といいますか、水道料金の改定につきましては、平成21年12月のむつ市議会第202回定例会で議決をいただいておりますけれども、緩和措置として、川内、脇野沢地区が3段階、大畑地区は4段階の調整を行いながら料金をむつ地区に統一するということでありまして、平成22年度、平成23年度がその第1期、平成24年度、平成25年度が第2期、平成26年度、平成27年度が第3期となっており、平成26年度からは川内、脇野沢地区がむつ地区と料金が統一となります。大畑地区は、平成28年度が最後の調整期間となっております。

また、水道料金の調整の増収分ですけれども、1,965万3,000円ほどになると考えております。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初の答弁で2億4,000万円ほどの増という前提でお話しされまして、消費税の分が5,827万円、段階的にその料金を上げるのが1,965万3,000円となると、結局合わせると2億4,000万円にならないのですが、そここのところを含めてもう一度お願いたします。

○委員長（石田勝弘） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） お答えいたします。

先ほどの消費税の部分ですけれども、消費税に関しましては、3%分ということで給水収益は3,844万4,000円ほどの増となります。

先ほどお話ししました大きく収入になるというのが長期前受金戻入部分がありまして、これは先ほどお話ししました企業会計の改正によるものでございます。この長期前受金戻入といいますのは、固定資産のみなし償却制度が廃止されました。これに伴って減価償却の対象になっていなかった固定資産取得時の国庫補助金等についても減価償却するということになったために、その見合い分を毎年度収益化するものであります。ただし、その同額が減価償却費に計上されますので、実際には現金の移動がない科目でございます。

以上でございます。

○委員長（石田勝弘） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年）　　ということは、結果的には第3期分の水道料金引き上げと3%を合わせて5,827万円ということですね。わかりました。

○委員長（石田勝弘）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘）　質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

（2番 横垣成年委員登壇）

○委員（横垣成年）　議案第29号　平成26年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論を行います。

本予算は、来月4月から3%引き上げる消費税分1,965万3,000円と第3期水道料金引き上げ分3,844万円、合わせて5,827万円の市民負担増が反映されている予算であるために反対をいたします。

○委員長（石田勝弘）　ほかに発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘）　討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者2人）

○委員長（石田勝弘）　起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（石田勝弘）　ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 零時30分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 石田 勝弘